鹿嶋市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

（趣旨）

第１条　本要綱は，「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和７年１２月文部科学省）の「地域クラブ活動に関する認定制度」に基づき，鹿嶋市教育委員会（以下「教育委員会」という）が地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

（認定要件）

第２条　教育委員会が認定地域クラブ活動の認定を行うに当たり，地域クラブ活動が満たすべき要件は，次のとおりとする。

（１）学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり，生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで，豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。

（２）適切な活動時間や休養日が設定されていること。

（３）活動の維持・運営に必要な範囲で，可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。

（４）適切な指導の実施体制が確保されていること。

（５）適切な安全確保の体制が確保されていること。

（６）適切な運営体制が確保されていること。

（７）学校等との連携が適切に行われていること。

（８）指導者のうち１名以上，教育委員会が指定する研修を受講していること。

（認定申請）

第３条　認定の申請は，地域クラブ活動の運営団体が各実施主体の申請をとりまとめて，鹿嶋市認定地域クラブ活動申請書兼誓約書（様式第１号）及び同別紙に次の書類を添えて教育委員会に提出することにより行うものとする。

（１）鹿嶋市認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第１号その１）

（２）団体の規約または会則等

（３）地域クラブ活動の活動計画書

（４）地域クラブ活動に係る収支計画書

（５）認定地域クラブ活動指導者登録届出書（様式第１号その２）及び誓約書（様式第１号その３）

（６）教育委員会が指定する研修の受講認定証の写し

（７）前年度の実績が分かるもの（２年目以降の場合）

（８）その他教育委員会が必要と認めるもの

２　教育委員会は，申請内容を審査するため，申請を行った地域クラブ活動の運営団体（以下「申請者」という。）に必要な書類の提出等を求めることができる。

（認定手続）

第４条　教育委員会は，前条第１項の規定による申請があった場合には，必要に応じてヒアリングや現地確認等を行い申請内容を審査し，第２条の認定要件を満たすと認めるときは，認定を行うものとする。

２　教育委員会が自ら地域クラブ活動の運営団体となり，第２条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には，当該地域クラブ活動は，認定を受けたものとみなす。
３　第１項の規定により認定を受け，又は前項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動は鹿嶋市認定地域クラブ活動と呼ぶものとする。

（認定又は不認定の通知）

第５条　教育委員会は，前条第１項の規定による認定をしたときは，鹿嶋市認定地域クラブ活動認定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。
２　教育委員会は，前条第１項の規定による認定をしないこととしたときは，鹿嶋市認定地域クラブ活動不認定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（認定の有効期間）

第６条　鹿嶋市認定地域クラブ活動の認定の有効期間は，認定の効力の発生日から認定の効力の発生日の属する年度の年度末までとする。

（変更の届出）

第７条　鹿嶋市認定地域クラブ活動の運営団体（以下，「認定地域クラブ活動運営団体」という）は，認定を受けた後，申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは，速やかに鹿嶋市認定地域クラブ活動変更の届出書（様式第４号）により教育委員会に届け出なければならない。ただし，その変更が軽微な場合はこの限りでない。

（休止及び再開の届出）

第８条　認定地域クラブ活動運営団体は，鹿嶋市認定地域クラブ活動を休止又は再開しようとするときには，速やかに鹿嶋市認定地域クラブ活動（休止・再開）の届出書（様式第５号）により教育委員会に届け出なければならない。

（認定廃止の申出）

第９条　認定地域クラブ活動運営団体は，鹿嶋市認定地域クラブ活動を廃止するときには，速やかに鹿嶋市認定地域クラブ活動認定廃止の申出書（様式第６号）により教育委員会に申し出なければならない。

（認定の取消し）

第１０条　教育委員会は，鹿嶋市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には，認定を取り消すものとする。
（１）不正な手段等により認定を受けたとき。
（２）第２条の認定要件を満たさなくなったとき又は指導・助言等によっても，その改善を期待することができないとき。
（３）認定地域クラブ活動運営団体から前条の規定により認定廃止の申出があったとき。
２　教育委員会は，前項第１号又は第２号の規定により認定を取り消そうとするときは，あらかじめ認定地域クラブ活動運営団体に対し，弁明の機会を与えるものとする。
３　教育委員会は，第１項の規定により認定を取り消したときは，鹿嶋市認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第７号）により，認定地域クラブ活動運営団体に通知するものとする。

（鹿嶋市認定地域クラブ活動に対する指導・助言等）

第１１条　教育委員会は，必要に応じて認定地域クラブ活動運営団体から定期的な報告やヒアリング，教育委員会による現地確認等により，鹿嶋市認定地域クラブ活動の取組状況等

を把握し，必要な指導・助言等を行うものする。

（鹿嶋市認定地域クラブ活動に対する支援）

第１２条　教育委員会は，鹿嶋市認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものとする。

（１）生徒・保護者等に対する情報提供

（２）鹿嶋市認定地域クラブ活動の運営等への公的支援（学校施設等の利用，指導・助言等）

（３）鹿嶋市認定地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進

（４）その他，鹿嶋市認定地域クラブ活動に関して教育委員会が必要と判断し実施するもの

（委任規定）

第１３条　この要綱に定めるもののほか，鹿嶋市認定地域クラブ活動の認定に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附　則

この告示は，公布の日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

鹿嶋市教育委員会　様

団体名
代表者氏名

鹿嶋市認定地域クラブ活動申請書兼誓約書

鹿嶋市認定地域クラブ活動に申請するに当たり，次の事項を誓約の上，鹿嶋市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第３条第１項の規定により申請します。

（誓約事項）

１　鹿嶋市認定地域クラブ活動の認定要件を遵守し，本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。

２　申請内容のうち認定に係る事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は速やかに届け出ます。

３　団体に所属する運営者及び指導者について，将来にわたり，以下の内容について遵守することを誓います。

・拘禁刑以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではありません。

・暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者，又は，これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者ではありません。

・過去に，体罰・言葉の暴力・性暴力・ハラスメント等（関係競技団体等からの処分含む）があるなど運営者及び指導者として不適切な者ではありません。

４　鹿嶋市教育委員会からの定期報告の求めや指導・助言があった場合は，真摯に対応します。

別紙

1	団体名	
2	地域クラブ活動の名称	
3	代表者氏名	
4	住所又は所在地，連絡先	〒 TEL　： E-mail：
5	活動種目	
6	活動内容	
7	参加者数	全体　　名（うち，中学生　　名）
8	募集対象者	小学生未満　小学生　中学生　高校生　成人
9	活動時間及び活動場所	
10	参加費，保険料などの受益者負担	参加費：　　円／月又は年 保険料：　　円／年 その他：　　円／年
11	添付書類	（１）鹿嶋市認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第１号その１） （２）団体の規約または会則等 （３）地域クラブ活動の活動計画書 （４）地域クラブ活動に係る収支計画書 （５）認定地域クラブ活動指導者登録届出書（様式第１号その２）及び誓約書（様式第１号その３） （６）教育委員会が指定する研修の受講認定証の写し （７）前年度の実績が分かるもの（２年目以降の場合） （８）その他教育委員会が必要と認めるもの

様式第１号その１（第３条関係）

鹿嶋市認定地域クラブ活動認定要件確認書

※ 本確認書の内容を審査するため，必要に応じてヒアリングや現地確認，根拠資料の提出等が求められることがあります。

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり，生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで，豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

□ 生徒※1の自主的・主体的な参加による活動※2であり，競技性や成果のみに偏重するのではなく，生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し，生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ，豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること

□ 鹿嶋市在住または在学の生徒を主な対象とした活動であること。また，競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと

□ 選抜等を行わず，参加を希望する生徒を広く受け入れること※3

※１　中学校の生徒を主な対象とするが，小学生や高校生，大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※２　生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ，生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに，生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

※３　部活動の地域展開は，障害のある生徒や運動が苦手な生徒を含め，全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており，そのことを十分に踏まえて対応すること。

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること

□ 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう，週２日以上の休養日を設定し，活動時間は，平日は１日２時間程度以内，休日は１日３時間程度以内とし，週当たりの活動時間は 11 時間程度の範囲内とすること。その上で，できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること※1

□ 年間の活動計画（活動日，休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所，休養日及び大会参加日等）を策定し，公表していること

※１　例えば，将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に，当面，平日は学校部活動を実施し，休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には，原則として，休日の地域クラブ活動において，少なくとも１日以上の休養日を設ける。なお，可能な限り地域クラブ在籍生徒が所属する学校部活動の活動状況を把握し，週当たりの活動時間は 11 時間程度の範囲内とし，かつ休日に原則１日以上休養日を設けられるよう工夫すること。

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で，可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

□ 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ，地域の実情や競技種目等の特性等に応じて，地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で，可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

【参加費の設定：月４日程度で月額 1,000 円～3,000 円程度とする。】

※ただし，地域の実情や実施回数，実施体制，競技・活動特性等を踏まえ活動の維持，運営に必要な範囲で設定するものとする。

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

□ 地域クラブ活動において指導や指導補助，見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が体罰・言葉の暴力・性暴力・ハラスメント等の行為は，許されない行為であることを理解し，自らこうした行為を行わないとともに，参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること

□ 教育委員会が定める研修を受講し，教育委員会に登録された指導人材が活動に携わること

□ 持続的・安定的な活動を確保するとともに，事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から，原則として，複数の指導人材が携わること

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

□ 生徒の発達段階や健康の状態，気温や湿度，暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ，適切な指導内容や活動時間，休息時間，水分補給の機会等を設定するとともに，活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い，事故防止を徹底すること。また，大規模な災害等の発生又は感染症の蔓延等により市からの要請等があったときは，活動の中止を含め，適切な措置を講ずるとともに，当該要請にできる限り協力すること

□ 地域クラブ活動中に発生した事故等については，地域クラブが責任をもって対応することとし，その責任者及び対応体制をあらかじめ明確にしていること

□ 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い，事故発生時の対応を適切に行うこと

□ 参加者及び指導人材が，自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

⑥ 適切な運営体制が確保されていること

□ 次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また，関係法令を遵守するとともに，規約等に基づき適切な運営が行われていること※1

・ 団体の目的
・ 役員（代表，副代表，会計，監事※2）の選任・解任に関すること
・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
・ 会員の入退会，参加費等に関すること
・ 予算・決算の審議・承認に関すること

□ 公正かつ適切な会計処理が行われ，透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること

□ 営利を主たる目的とせずに運営すること

□ 大会・コンクールに参加する場合には，その運営に積極的に協力すること

□ 様々な問い合わせに対応できるツール（メール，SNS，電話など）をもち，各問い合わせには真摯に対応すること

※1　運営団体・実施主体を全体として評価し，実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。

※2　団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに，適切なガバナンスを確保する観点から，原則として，代表，副代表，会計及び監事は，互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも，監事は，代表，副代表，会計を兼ねることはできない。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

□　地域クラブ活動の活動方針や指導方針，スケジュール等※1を生徒の在籍する中学校等と必要に応じて共有すること
□　生徒の活動状況や活動実績等について，必要に応じて生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに，情報を適切に管理すること※2
□　教育委員会が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会，中学校等入学時のオリエンテーション，アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう，必要な協力を行うこと
□　活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には，その円滑な実施のため，教育委員会や学校との必要な連絡調整を行うこと

※1　平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには，平日と休日で学校等と連携し適切な活動とすること。
※2　地域クラブ活動への入会時に，生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて，生徒の保護者の同意を得ておくこと。

⑧前号に掲げるもののほか，教育委員会が必要と認める事項

□　毎月の活動状況等を把握するため，教育委員会が指定する様式により，指定する期日までに活動実績を報告すること。
□　その他，教育委員会が行う調査，報告の求め，ヒアリング，現地確認その他必要な指導・助言等に協力すること。

上記，要件を確認しました。

年　　月　　日

鹿嶋市教育委員会　様

団体名
代表者氏名

様式第１号その２（第３条関係）

認定地域クラブ活動指導者登録届出書

申請日：　　年　　月　　日

<table>
<tr><td>ふりがな</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　月　日</td><td rowspan="2">性別</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td><td>年　齢</td><td></td></tr>
<tr><td>ふりがな</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="5">TEL　：
E-mail：</td></tr>
<tr><td>勤務先</td><td colspan="5">勤務先名称：
勤務先住所：</td></tr>
<tr><td>勤務先からの承認</td><td colspan="5">□了承済み　□これから確認する　□事業主のため確認不要
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">指導可能な競技等</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">指導可能な競技等の活動歴・指導歴</td><td>活動団体・年数</td><td colspan="3">団体名：
活動歴：　年（　年　月～　年　月）</td></tr>
<tr><td>指導団体・年数</td><td colspan="3">団体名：
指導歴：　年（　年　月～　年　月）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保有資格・免許</td><td colspan="4">保有している指導者資格や審判資格，教員免許等を記載</td></tr>
<tr><td colspan="2">指導可能時間帯</td><td colspan="4">□土曜午前　□土曜午後　□日曜午前　□日曜午後　□祝日
□平日（　・　・　曜日の　：　～　：　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">応募動機（活動に対する考え，指導にあたって大切にしたいことなど）</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

様式第１号その３（第３条関係）

指導者用

誓約書

私は，

- 体罰・言葉の暴力・性暴力・ハラスメント等の行為は，許されない行為であることを理解し，自らこうした行為を行わないとともに，参加生徒同士のこうした行為も許しません。
- 拘禁刑以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではありません。
- 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者，又は，これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者ではありません。
- 過去に，体罰・言葉の暴力・性暴力・ハラスメント等の行為（競技団体等からの処分含む）があるなど指導者として不適切な者ではありません。
- 将来にわたり，本誓約書の内容を遵守することを誓います。

年　　月　　日

住　所

氏　名

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

様

鹿嶋市教育委員会

鹿嶋市認定地域クラブ活動認定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった鹿嶋市認定地域クラブ活動の認定申請について，鹿嶋市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第５条第１項の規定により下記のとおり認定します。

記

１．地域クラブ活動の名称

２．認定期間　　年　　月　　日～　年　　月　　日

３．留意事項

様式第３号（第５条関係）

年　　月　　日

様

鹿嶋市教育委員会

鹿嶋市認定地域クラブ活動不認定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった，鹿嶋市認定地域クラブ活動の認定申請について，下記理由により認定しないこととしましたので鹿嶋市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第５条第２項の規定により下記のとおり通知します。

記

１．地域クラブ活動の名称

２．不認定の理由

様式第４号（第７条関係）

年　　月　　日

鹿嶋市教育委員会　様

団体名
代表者氏名

鹿嶋市認定地域クラブ活動変更の届出書

年　　月　　日付けで鹿嶋市認定地域クラブ活動の認定を受けた　　について，申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたため，鹿嶋市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第７条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

１．地域クラブ活動の名称

２．変更事項

３．変更年月日

４．変更内容　　（新）
（旧）

５．変更の理由

様式第５号（第８条関係）

年　　月　　日

鹿嶋市教育委員会　様

団体名
代表者氏名

鹿嶋市認定地域クラブ活動（休止・再開）の届出書

年　　月　　日付けで鹿嶋市認定地域クラブ活動の認定を受けた　　について，活動を（休止・再開）するため，鹿嶋市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第８条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

１．地域クラブ活動の名称

２．（活動休止予定期間・活動再開日）

３．（休止・再開）の理由

様式第６号（第９条関係）

年　　月　　日

鹿嶋市教育委員会　様

団体名
代表者氏名

鹿嶋市認定地域クラブ活動認定廃止の申出書

年　　月　　日付けで鹿嶋市認定地域クラブ活動の認定を受けた　　について，鹿嶋市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第９条の規定により下記のとおり鹿嶋市認定地域クラブ活動の認定廃止を申し出ます。

記

１．地域クラブ活動の名称

２．認定廃止の申出の理由

様式第７号（第１０条関係）

年　　月　　日

様

鹿嶋市教育委員会

鹿嶋市認定地域クラブ活動認定取消通知書

年　　月　　日付けで鹿嶋市認定地域クラブ活動として認定した　　について，下記理由により認定を取り消すこととしましたので鹿嶋市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第１０条の規定により通知します。

記

１．地域クラブ活動の名称

２．認定取消しの理由